

【第2号議案】 任期満了に伴う役員改選承認の件

定款抜粋

(役員配置)

第18条 この法人に次の役員を置く。

理事 15名以上30名以内

監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名以内を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第1号の業務執行理事とする。

(役員選任等)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員選任等)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
- 3 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

役員等の選任及び退任に関する規程

(選任基準)

第3条 理事（専務理事を除く。）及び監事並びに委員は、原則として会員企業の代表権を有する役員（表見代表取締役を含む。）である者とする。

(退任基準)

- 第4条 理事（専務理事を除く。）及び監事並びに委員の退任基準年齢は、満75歳とする。
- 2 退任基準年齢の判定日は、それぞれ改選が行われる年の3月31日とする。
- 3 任期中に退任基準年齢に達した場合は、その任期満了まで在任するものとする。